

証券コード 9059  
(発送日) 2026年6月8日  
(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区神田三崎町三丁目2番4号  
**カンダホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 原 島 藤 壽

### 第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年6月23日（火曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://kanda-web.co.jp/>



- ・上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会資料」を順に選択いただき、2026年3月期をご確認ください。

#### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9059/teiji/>



#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



- ・上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カンダホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9059」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬 具

- ・株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第113期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに  
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第113期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
議 案 剰余金の配当の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」
- なお、監査役および会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

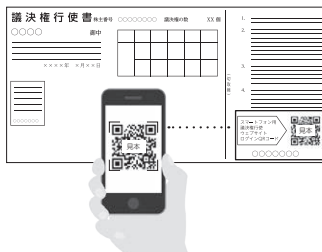


# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

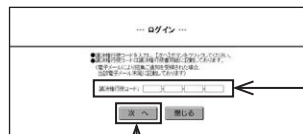
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

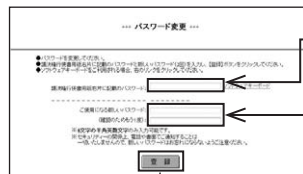
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第113期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金11.5円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は246,394,653円となります。

なお、中間配当金として1株当たり11.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり23円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日といたします。

以上

〈ご参考〉

	氏名	当社における現在の地位	専門性・経験および知見						
			企業経営	ガバナンス	コンプライアンス	営業マーケティング	人事労務品質安全管理	財務金融	物流事業
1	原島 藤壽	代表取締役社長	○	○	○		○	○	○
2	中谷 智	専務取締役	○		○	○		○	
3	江文 順一	専務取締役	○		○		○		○
4	加藤 俊彦	社外取締役	○	○	○				
5	齊藤 実	社外取締役		○	○				○

・上記一覧表は、各人の有する全ての専門性・経験および知見を表すものではありません。

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日、以下「当期」という。）におけるわが国経済は、賃上げの継続や雇用・所得環境が改善する中で、個人消費の増加やインバウンド需要は回復基調を維持しましたが、物価高の長期化や円安の進行により家計への負担感が増し、消費活動の回復には一部足踏みが見られました。また、世界経済においては、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の不安定化、中国経済の減速に加え、米国の新政権による関税政策の動向が新たな不確実性として世界経済に影響を与えており、引き続き先行き不透明な状況となっております。

このような経済環境の中、物流業界におきましては、国内貨物量の回復は引き続き限定的であり、国際貨物についても為替や需給バランスの影響を受け、地域によって荷動きにばらつきが見られる状況が続いています。

当社グループでは、国内部門において、燃料価格や各種調達コストの上昇はあったものの、既存取引先における取扱量の増加により、前期比で増収増益となりました。国際部門においては、取扱量が減少し前期比で減収となったものの、一部特需案件の寄与により利益率が改善し、増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、52,366百万円（前期比0.7%増）となり、営業利益は3,645百万円（前期比6.1%増）、経常利益は3,800百万円（前期比8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,456百万円（前期比11.3%増）となりました。

事業別の営業収益の状況は次のとおりです。

事業別	営業収益	構成比	前期比
貨物自動車運送事業	39,400	75.2	101.0
国際物流事業	10,985	21.0	99.3
不動産賃貸事業	892	1.7	99.3
その他事業	1,088	2.1	106.2
合計	52,366	100	100.7

(注)営業収益には、事業間の内部収益および振替高を含んでおりません。

② 設備投資の状況

設備投資の総額は、1,374百万円であります。この主なものとして、機械装置及び運搬具663百万円、工具、器具及び備品375百万円、建物及び構築物220百万円、ソフトウェア61百万円の設備投資をいたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

項目	期別	第110期 (2022年度)	第111期 (2023年度)	第112期 (2024年度)	第113期 (当連結会計年度) (2025年度)
営業収益 (百万円)		51,621	51,123	52,009	52,366
経常利益 (百万円)		2,802	3,531	3,499	3,800
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		1,774	2,273	2,206	2,456
1株当たり当期純利益 (円)		82.46	105.91	103.00	114.64
総資産 (百万円)		42,306	46,729	47,484	48,067
純資産 (百万円)		22,033	24,025	25,766	28,091
1株当たり純資産額 (円)		1,023.24	1,121.33	1,202.61	1,311.10

(注) 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第110期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」、「1株当たり純資産額」を算定しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
カンダコーポレーション株式会社	100百万円	100.0%	運送事業
株式会社カンダコアテクノ	80	100.0	運送事業
カンダリテールサポート株式会社	80	100.0	運送事業・警備業
株式会社ペガサスグローバルエクスプレス	330	98.3 (100.0)	国際宅配便事業
株式会社ロジメディカル	30	0.0 (100.0)	運送事業
カンダ物流株式会社	80	0.0 (100.0)	運送事業

(注) 当社の議決権比率欄の( )内は、間接所有を含めた割合であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済状況は、物価高の長期化や円安傾向が継続していることから、個人消費の力強い回復は期待しづらく、また米国の関税政策による世界経済への影響も懸念材料となっており、景気の先行きは依然不透明な状況が続くものと思われまます。

当社グループは引き続き、新規業務の獲得、グループ会社間の連携強化、収益性の向上に取り組むほか、M&Aや物流DXの推進に積極的に取り組んでまいります。また、恒常的になりつつあるトラックドライバーをはじめとした人材不足を補うべく、採用活動を積極的に行うとともに、次世代の幹部候補育成に向けた教育を強化してまいります。また燃料価格や各種調達コストの上昇を含めた適正運賃の確保や更なる効率化等、利益の向上に向けた取り組みを継続してまいります。

また、当社グループの取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修等を実施し、当社グループにおける不正事件や不祥事の未然防止に引き続き取り組んでまいります。

通期の業績予想につきましては、連結営業収益54,200百万円、連結営業利益3,810百万円、連結経常利益3,900百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,555百万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社で構成され、貨物自動車運送事業および国際物流事業、不動産の賃貸を主な事業としております。

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

カンダホールディングス株式会社	(本社) 東京都千代田区
カンダコーポレーション株式会社	(本社) 東京都千代田区 東京都: 辰巳営業所、ネットスーパー統括 埼玉県: 岩槻営業所、熊谷営業所、三郷センター 久喜菖蒲センター 栃木県: 足利中央営業所、小山協同センター 群馬県: 北関東物流センター、邑楽営業所、太田営業所 千葉県: 東金センター、野田センター 愛知県: 小牧営業所 兵庫県: 尼崎営業所 宮城県: 南東北物流センター
株式会社カンダコアテクノ	(本社) 東京都千代田区 東京都: ロジテクノ営業所、江東営業所 埼玉県: 加須営業所、久喜営業所、三郷営業所 神奈川県: 座間営業所 岩手県: 花巻営業所
カンダリテールサポート株式会社	(本社) 東京都千代田区 東京都: 東京CSセンター 群馬県: 北関東CSセンター 愛知県: 東海CSセンター 大阪府: 関西CSセンター
株式会社ペガサスグローバル エクスプレス	(本社) 東京都江東区 東京都: フォワーディング事業部、EC事業部、 青果事業部、東京支店 埼玉県: さいたま営業所 神奈川県: 神奈川営業所 群馬県: 北関東営業所 千葉県: 成田通関センター、千葉営業所 静岡県: 中部支店 愛知県: 名古屋支店 大阪府: 大阪支店 京都府: 京滋営業所 兵庫県: 神戸営業所 広島県: 中・四国支店 福岡県: 九州営業所

<p>株式会社ロジメディカル</p>	<p>(本社) 埼玉県加須市  東京都：多摩営業所、多摩配車センター  埼玉県：大利根営業所、加須豊野台営業所、  大利根共配センター、加須花崎営業所、  さいたま営業所、さいたま配車センター、  さいたま第二営業所  神奈川県：海老名営業所、厚木営業所  愛知県：小牧営業所、大府営業所、岡崎営業所  三重県：四日市営業所  大阪府：大阪営業所、大阪配車センター、大阪第二営業所  福岡県：福岡営業所</p>
<p>カンダ物流株式会社</p>	<p>(本社) 群馬県邑楽郡邑楽町  群馬県：北関東主管営業所、伊勢崎営業所、  群馬センター、高崎営業所、日高営業所  栃木県：宇都宮営業所、宇都宮平出営業所、  足利野田営業所</p>

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
貨物自動車運送事業	2,462 (2,213) 名	45名増 (12名増)
国際物流事業	231 (17) 名	14名減 (4名減)
不動産賃貸事業	1 (-) 名	- (-)
その他事業	87 (3) 名	1名減 (1名増)
全社	47 (-) 名	7名増 (1名減)
合計	2,828 (2,233) 名	37名増 (8名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等の臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32 (-) 名	7名増 (1名減)	50.7歳	17.1年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。当社の使用人数は、管理部門要員として事業会社からの出向者で構成されています。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,449百万円
株式会社商工組合中央金庫	747
株式会社みずほ銀行	664

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 38,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 23,308,720株 |
| ③ 株主数         | 9,161名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

株主名	持株数	持株比率
株式会社原島不動産	7,891千株	36.83%
カンダ従業員持株会	1,065	4.97
カンダ共栄会	898	4.19
原島藤壽	698	3.25
株式会社原島本店	696	3.24
ユウエイ株式会社	644	3.00
株式会社三井住友銀行	594	2.77
高橋彰子	446	2.08
和佐見勝	269	1.25
三菱ふそうトラック・バス株式会社	266	1.24

- (注) 1. 当社は自己株式1,883千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長 (代表取締役)	原 島 藤 壽	カンダコーポレーション(株)代表取締役社長
専務取締役	中 谷 智	営業本部長 カンダコーポレーション(株)専務取締役 (株)ペガサスグローバルエクスプレス代表取締役社長
専務取締役	江 文 順 一	管理本部長 人事部長 グループ会社統括室長 カンダコーポレーション(株)専務取締役 (株)神田エンタープライズ代表取締役社長 カンダビズパートナー(株)代表取締役社長
取 締 役	加 藤 俊 彦	一橋大学理事・副学長 一橋大学大学院経営管理研究科教授
取 締 役	齊 藤 実	神奈川大学名誉教授
常 勤 監 査 役	土 屋 ミ チ 子	
監 査 役	大 室 幸 子	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー 日本化学産業(株)社外監査役 東京大学大学院法学政治学研究科教授
監 査 役	小 笠 原 薫 子	小笠原会計事務所所長 ジオスター(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役加藤俊彦氏および取締役齊藤実氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大室幸子氏および監査役小笠原薫子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小笠原薫子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役土屋ミチ子氏は、過去に当社の経理部に在籍し、(株)ペガサスグローバルエクスプレスの取締役管理本部長に就任した経験があり、財務および会計、法務等管理部門全般に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役加藤俊彦氏、社外取締役齊藤実氏、社外監査役小笠原薫子氏の3名を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所に届出ております。
6. 当事業年度中の取締役、監査役の異動および重要な兼職の異動について
- ①取締役齊藤実氏は、2025年4月1日付で神奈川大学名誉教授に就任いたしました。
- ②監査役大室幸子氏は、2025年4月1日付で東京大学大学院法学政治学研究科教授に就任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（社外取締役含む）であります加藤俊彦氏、齊藤実氏の2名および監査役であります土屋ミチ子氏、大室幸子氏、小笠原薫子氏の3名との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社のすべての子会社の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

## ⑤ 取締役および監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております（2025年4月28日一部改定）。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、『人事諮問委員会』からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬および退職慰労金等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び在任年数と当社従業員給与水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

また基本報酬とは別に、株主総会決議で承認されることを条件に、在任中の功労に報いるため、役位毎に年間ポイントを設定し、取締役を退任する当該月までの期間、毎月一定額の退職慰労金を引当て、取締役退任後に退職慰労金を支払うこととする。

b. 業績連動報酬の決定に関する方針

業績連動報酬の額については、基本報酬額の一定比率を標準値（1.0）とし、連結業績の結果（営業収益の伸び率、当期純利益金額、売上高経常利益率）を評価ポイントとし、1.5倍から0.5倍の範囲で評価を行う。

なお、取締役（管理本部長を除く）がグループ会社の代表取締役を兼務している場合は、上記評価ポイントに当該グループ会社の業績結果（営業収益の伸び率、売上高経常利益率、経常利益の伸び率、以下同じ。）のポイントを合計する。管理本部長が特定子会社の取締役を兼務している場合は、上記評価ポイントに当該特定子会社の業績結果のポイントを合計するものとする。（基本報酬は役位による差があるが、業績連動報酬の役位による評価の違いは無い）

c. 取締役の個人別の報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

（条件の決定に関する方針）

取締役の個人別の報酬額についての決定、退職慰労金贈呈の株主総会への議案提出、退職慰労金額についての決定は、取締役会決議によるものとする。

個人別の報酬等の改定議案の作成については、指標となる基礎データをグループ会社統括室にて纏め、管理本部長が議案書として作成し、議案書は独立社外取締役2名と代表取締役社長および管理本部長で構成する『人事諮問委員会』に諮問し、独立社外取締役の助言・提言を踏まえた後、取締役会にて審議し、決定とする。

退職慰労金贈呈の有無および贈呈に向けた総会への議案提出については、管理本部長にて議案書を作成し、人事諮問委員会に諮問後、取締役会にて審議し決定する。株主総会にて贈呈の可否について決議を得た後、取締役会において、社内における一定の基準に従い、社会情勢や貢献度などを踏まえ、金額および支払い時期について決議する。

（報酬を与える時期に関する方針）

取締役の個人別の報酬のうち基本報酬及び業績連動報酬については、取締役会にて決議した年額報酬を12か月の均等割りをして、月単位での報酬金額を算出し、毎月定額を支払う。辞任をした場合は、当該月までを支払う。

取締役の個人別の退職慰労金については、株主総会にて贈呈の可否について決議を得た後、取締役会の決議に基づき、原則として退任後に一括で支給する。

d. 上記の他報酬等の内容についての決定に関する重要事項

取締役の個人別の報酬の減額を行う場合は、該当する取締役からの報酬の返納要請に従い、個人別の報酬決定と同様に、管理本部長にて議案書を作成して人事諮問委員会に諮問した後、取締役会決議にて決議する。取締役会にて承認を得た翌月より返納する金額を差し引いた額を支払う。なお、返納された金額は次年度の役員報酬の算出においては数値に含めないものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労引 当金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	93 (11)	50 (10)	34 (-)	8 (0)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (11)	22 (10)	- (-)	1 (0)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	117 (22)	72 (21)	34 (-)	10 (1)	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬は、業績に連動させてインセンティブを付与するため、毎年算定を行い、月例報酬として支払っております。業績連動報酬の個人別の報酬額については、基本報酬額の一定比率を標準値(1.0)とし、連結業績の結果(営業収益の伸び率、当期純利益金額、売上高経常利益率)の評価ポイントとし、1.5倍から0.5倍の範囲で評価を行っております。なお、取締役(管理本部長を除く)がグループ会社の代表取締役を兼務している場合は、当該グループ会社の業績結果(営業収益の伸び率、売上高経常利益率、経常利益の伸び率、以下同じ。)のポイントを合計しております。管理本部長が特定子会社の取締役を兼務している場合は、上記評価ポイントに当該特定子会社の業績結果のポイントを合計しております。基本報酬は役位による差がありますが、業績連動報酬の役位による評価の違いは無く、当事業年度は1.3倍の実績でした。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値の向上を計るうえで適切であると判断したからであります。評価結果は取締役会において、基準に則り算定されていることを確認のうえ承認されております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち、社外取締役は0名)です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2025年6月25日開催の第112回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 36百万円

(上記金額には、上記ロ. および過年度の事業報告において取締役および監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額である、取締役1名36百万円が含まれております。)

## ⑥ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役加藤俊彦氏は、一橋大学理事・副学長で、同大学大学院経営管理研究科の教授であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役齊藤実氏は、神奈川大学名誉教授であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役大室幸子氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナーであります。また、同氏は、日本化学産業(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役小笠原薫子氏は、小笠原会計事務所所長であります。また、同氏は、ジオスター(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	加藤俊彦	13回	100%	—	—
取締役	齊藤実	13回	100%	—	—
監査役	大室幸子	13回	100%	12回	100%
監査役	小笠原薫子	12回	92%	12回	100%

- ・上記の取締役会のほか書面による取締役会決議が1回行われております。
- ・取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役加藤俊彦氏は、経営学を研究分野とする大学教授としての見地から、積極的に意見を述べており、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事諮問委員会の委員として、客観的中立的立場で当社および主要子会社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

取締役齊藤実氏は、神奈川大学名誉教授として物流の分野に造詣が深くその見地から積極的に意見を述べており、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事諮問委員会の委員として、客観的中立的立場で当社および主要子会社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしており

ます。

監査役大室幸子氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役小笠原薫子氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

50百万円

ロ. 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係者からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討した結果、妥当性があると判断し同意しました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、当社および当社グループ会社(以下「当社グループ」)の取締役および使用人が企業倫理や社会的責任を果たし、法令および定款に適合した職務を果たすために、コンプライアンス行動基準とそれを具体化したコンプライアンスマニュアルを策定し、当社グループの取締役および使用人に対し周知徹底を図る。
  - ロ. 当社は、コンプライアンスを確実に実行させるために、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築および運用を行う。
  - ハ. 当社は、内部通報制度や相談窓口を設け、当社グループにおける不正事件や不祥事を未然に防止するとともに、当社グループの取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。
- 二. 当社は、当社グループが社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。また、当社グループにおいて、不当要求が発生した場合の対応統括部署は当社総務部とし、不当要求防止責任者は総務部長とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 当社の取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等に基づき、適切に保存および管理を行う。
  - ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、常勤監査役の監査を受ける。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、当社グループのリスク管理体制を推進するために、リスク回避に関する規定をまとめた「危機対応マニュアル」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
  - ロ. 当社グループはそれぞれの事業に関するリスクの管理を行い、営業部門並びに管理部門の長は、定期的にはリスク管理の状況を当社の取締役会に報告する。
  - ハ. 常勤監査役および監査室は、定期的にはリスク管理の状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社取締役会の決定に基づき、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われるように、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定める。

- . 当社の取締役会は経営理念の下に、当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会が実績管理を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社グループは、共通の経営理念、コンプライアンス行動基準、コンプライアンスマニュアル、グループ会社管理規程、職務権限規程の下、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- . 当社のグループ会社統括室は、定められたグループ会社管理規程に基づき、当社グループ会社に対する適切な経営管理を行う。
- ハ. 当社グループ会社に対しては、監査室と常勤監査役が連携をとり、定期的に監査を実施し、その結果を社長および関係する営業部門並びに管理部門の責任者に報告する。重要な事項については取締役会に報告する。
- ニ. 当社グループ会社の社長は、毎月1回開催する「月次会議」において、当社の社長ほか関係取締役および常勤監査役に対し、前月の決算状況のほか職務執行に係る事項を報告する。また当社グループ会社において重要な事象が発生した場合には、グループ会社統括室長に報告するとともに、事象の重大性に応じて経営会議あるいは取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助する使用人の設置を監査役が求めた場合は、監査役職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 補助使用人の任命、解任、人事異動については、監査役会の事前の同意を得た上で決定することとし取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該監査役職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役会の同意を得た上で実施する。
- ⑨ 取締役および使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
- イ. 当社の取締役および使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役および使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、当社グループの取締役および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。また、当社グループ会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても、上記の事態が生じたときには当社の監査役に同様に報告する。

- . 営業部門並びに管理部門を統括する取締役は、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について、当社監査役に報告する。
- ハ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告する。

⑩ 監査役への報告および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告・相談を行った当社の取締役および使用人並びに当グループ会社の取締役、監査役および使用人に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いの禁止を「内部通報制度運用規程」に明記し、当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するため、毎年、監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役および使用人は、当社の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- . 当社の監査役は代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性の確保に努める。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役および使用人の職務執行について

コンプライアンス行動基準とそれを具体化したコンプライアンスマニュアルを策定しており、当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務執行については、社内研修および職場巡回指導の機会に、コンプライアンスマニュアルを通して公正かつ誠実な行動をとるよう周知徹底を図ってまいりました。また、コンプライアンス委員会を設置しており、内部通報制度とともに、不祥事につながる情報の収集と、速やかな是正措置を講じる体制を整備しております。なお、内部通報制度の活性化を目的に、内部通報の窓口情報を記載した「コンプライアンスカード」を、全ての取締役および従業員に配布することとしております。反社会的勢力・団体との取

引関係排除その他一切の関係を持たない体制として、当社は、不当要求防止責任者を選任し、当社および当社グループ各社に啓蒙を行う一方、弁護士や外部専門機関との関係を築き、研修会への出席やインターネットを介して関連情報の収集等に努めました。

### ② 監査室による内部監査の実施状況

内部監査規定に基づき、当社および当社グループ各社の事業所、部署に対し、労務管理、運行管理、職場環境その他、コンプライアンスの遵守状況について、年1回の監査室による内部監査を実施しました。監査結果は監査役と共有し、当社社長をはじめ取締役へ報告しました。

### ③ 監査役職務の執行について

監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行っております。常勤監査役は、取締役会に準じる経営会議の他、営業案件等について検討する役員検討会、営業部門毎に毎月開催される月次会議に出席し、監査役会を通じて社外監査役と情報共有を行っております。なお、内部監査を担当する監査室との連携をとり、必要に応じて実地調査を行っております。また、社外監査役は、社外取締役との情報連絡会を開催し、社外役員のみによる情報共有を行っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,025</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,339</b>
現金及び預金	10,822	支払手形及び営業未払金	3,058
受託現金	3,685	短期借入金	3,994
受取手形、営業未収金及び	5,522	リース債	48
契約資産	168	未払金	610
棚卸資産	297	未払費用	499
前払費用	8	未払法人税等	787
リース投資資産	547	未払消費税等	637
その他	△26	前受金	433
貸倒引当金		預り金	3,882
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,042</b>	賞与引当金	380
<b>有形固定資産</b>	<b>23,155</b>	その他の	5
建物及び構築物	8,511	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,637</b>
機械装置及び運搬具	1,473	長期借入金	2,156
工具、器具及び備品	819	リース債	145
土地	12,181	繰延税金負債	1,094
リース資産	125	役員退職慰労引当金	216
建設仮勘定	45	退職給付に係る負債	1,294
<b>無形固定資産</b>	<b>438</b>	資産除去債務	100
のれん	50	預り保証金	616
ソフトウェア	219	その他	13
電話加入権	28	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,976</b>
その他	138	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,448</b>	株主資本	27,208
投資有価証券	2,017	資本金	1,772
長期未収金	688	資本剰余金	1,633
長期貸付金	5	利益剰余金	24,203
長期前払費用	5	自己株式	△401
繰延税金資産	812	その他の包括利益累計額	882
差入保証金	506	その他有価証券評価差額金	1,019
その他	102	為替換算調整勘定	△156
貸倒引当金	△689	退職給付に係る調整累計額	19
<b>資 産 合 計</b>	<b>48,067</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>28,091</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>48,067</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		52,366
営業費用		46,328
営業利益		6,037
販売費及び一般管理費		2,391
営業外収益		3,645
受取利息	5	
受取配当	62	
受取替差	58	
受取補償	26	
受取の費用	96	249
営業外費用		
支払園運の利息	62	
支保そ	23	
経常利益	9	95
特別利益		3,800
固定資産売却益	26	
投資有価証券売却益	33	59
特別損失		
固定資産除売却損失	6	
減損損失	62	
損害賠償費用	30	98
税金等調整前当期純利益		3,760
法人税、住民税及び事業税	1,385	
法人税等調整額	△80	1,304
当期純利益		2,456
親会社株主に帰属する当期純利益		2,456

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,772	1,633	22,218	△401	25,223
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△471		△471
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,456		2,456
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,984	-	1,984
当 期 末 残 高	1,772	1,633	24,203	△401	27,208

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	718	△122	△53	543	25,766
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△471
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					2,456
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	301	△34	72	339	339
当 期 変 動 額 合 計	301	△34	72	339	2,324
当 期 末 残 高	1,019	△156	19	882	28,091

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,667</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,200</b>
現金及び預金	1,535	営業未払入金	120
営業未収金	31	短期借入金	3,739
貯蔵品	1	リース債	57
前払費用	75	未払	89
関係会社短期貸付金	10	未払費用	6
その他	14	未払法人税等	64
<b>固 定 資 産</b>	<b>24,520</b>	未払消費税	29
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,797</b>	前受り	89
建物	7,427	預り	3
構築物	169	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,740</b>
機械及び装置	170	長期借入金	2,156
工具、器具及び備品	35	リース債	135
土地	10,811	役員退職慰労引当金	93
リース資産	183	繰延税金負債	859
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>41</b>	資産除去債	19
ソフトウェア	24	預り保証金	474
電話加入権	16	その他	1
水道施設利用権	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,941</b>
リース資産	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,681</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,234</b>
投資有価証券	1,955	資 本 金	1,772
関係会社株式	3,614	資 本 剰 余 金	1,627
差入保証金	55	資 本 剰 余 金	1,627
その他	55	その他資本剰余金	0
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,188</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>14,235</b>
		利 益 準 備 金	157
		その他利益剰余金	14,077
		固定資産圧縮積立金	1,524
		別途積立金	4,465
		繰越利益剰余金	8,087
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△401</b>
		評価・換算差額等	1,012
		その他有価証券評価差額金	1,012
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,247</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>26,188</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
<b>営業収益</b>		
不動産賃貸収入	2,543	
経営指導料収入	432	
関係会社受取配当金	928	
その他の事業収入	98	<b>4,002</b>
<b>営業原価</b>		
不動産賃貸原価	1,397	
その他の事業費用	33	<b>1,430</b>
<b>営業総利益</b>		<b>2,572</b>
販売費及び一般管理費		<b>1,132</b>
<b>営業利益</b>		<b>1,439</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	
受取配当金	60	
保育園運営収益	6	
その他の収益	19	<b>87</b>
<b>営業外費用</b>		
支払払利息	55	
保育園運営費用	23	
その他の費用	1	<b>81</b>
<b>経常利益</b>		<b>1,445</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	0	<b>0</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,445</b>
法人税、住民税及び事業税	178	
法人税等調整額	△17	<b>160</b>
<b>当期純利益</b>		<b>1,285</b>

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,772	1,627	0	1,627	157	1,594	4,465	7,203	13,420	△401	16,420
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮 積立金の取崩						△69		69	-		-
剰余金の配当								△471	△471		△471
当 期 純 利 益								1,285	1,285		1,285
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△69	-	883	814	-	814
当 期 末 残 高	1,772	1,627	0	1,627	157	1,524	4,465	8,087	14,235	△401	17,234

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高		706	17,126
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮 積立金の取崩			-
剰余金の配当			△471
当 期 純 利 益			1,285
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)		306	306
当 期 変 動 額 合 計		306	1,120
当 期 末 残 高		1,012	18,247

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

カンダホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 吉 澤 秀 隆  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カンダホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カンダホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

カンダホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 吉 澤 秀 隆  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カンダホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会は、当社が法令遵守の徹底とコンプライアンスを確実に実行させるための施策を強化し、当社および子会社の取締役および使用人に対しコンプライアンスに関する研修等を実施し、当社および子会社における不正事件や不祥事の未然防止に取り組んでいることを確認しております。今後も引き続き注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

カンダホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 土屋 ミチ子 ㊟

社外監査役 大 室 幸 子 ㊟

社外監査役 小 笠 原 薫 子 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
KKRホテル東京 11階 孔雀の間  
電話 03-3287-2921



(会場までの交通機関)

都営地下鉄三田線、新宿線：「神保町駅」下車A9出口徒歩5分

東京メトロ東西線：「竹橋駅」下車大手町寄り3b出口から専用通路すぐ

東京メトロ千代田線：「大手町駅」下車C2b出口徒歩5分

JR「東京駅」(丸の内口)から車で5分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。